

佐世保市外国人 I T 人材雇用促進補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、社会全体のデジタル化の進展によって日本国内の I T 人材の不足が見込まれる中、市内企業の人材確保を支援するため、B-J E T 長崎県モデルを修了したバングラデシュ I T 人材又はその他の外国人 I T 人材を雇用する企業等に対し、予算の範囲内において、佐世保市外国人 I T 人材雇用促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、佐世保市補助金等交付規則（平成 1 7 年規則第 5 3 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) B-J E T 長崎県モデル バングラデシュノースサウス大学及び国立大学法人長崎大学等が連携して実施する日本での就職を目的としたバングラデシュ I T 人材向け履修証明プログラムをいう。
- (2) バングラデシュ I T 人材 B-J E T 長崎県モデルを修了した I T 人材をいう。
- (3) その他の外国人 I T 人材 バングラデシュ I T 人材を除く外国人 I T 人材で、入管法別表第一の二の表の上欄に掲げる外国人の技術・人文知識・国際業務の資格をもって在留する者で、I T 分野に従事する人材（プログラマー、システムエンジニア、技術研究開発従事者等）をいう。
- (4) 人材紹介会社 職業安定法（昭和 2 2 年法律第 1 4 1 号）第 3 0 条に規定する有料職業紹介事業者をいう。
- (5) 人材紹介手数料 職業安定法第 3 2 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する手数料をいう。
- (6) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者
- (7) みなし大企業 発行済株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者及び大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、当該補助金に係る交付の申請をする日現在において、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内に本社又は事業所を有する中小企業者（みなし大企業を除く。）であること

(2) 国、県、市等の助成制度による同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けていないこと（佐世保市外国人材受入・定着促進補助金との併用も不可とする。）

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む者でないこと

(4) 市税の滞納がないこと

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、当該補助金に係る交付の申請をする日が属する年度の4月1日から当該申請をする日までにbangladesh I T人材又はその他の外国人 I T人材の本採用（正規の職員として採用し、かつ、採用後の就業場所及び居住場所を本市の区域内とするものに限る。以下同じ。）を行う事業とする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、bangladesh I T人材又はその他の外国人 I T人材の本採用をする際に、人材紹介会社に対して支払った人材紹介手数料相当額とする。ただし、当該補助金に係る交付の申請をする日が属する年度の4月1日以降に支払った経費に限る。

2 前項の補助対象経費には消費税及び地方消費税を含まないものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（この額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、bangladesh I T人材又はその他の外国人 I T人材1人あたり70万円を限度とする。この場合において、補助対象者につき同一年度あたり2人を限度とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象年度の3月末日までに、補助金交付申請書（様式第1号）に次の関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の支払いを証する書類（請求書、領収書等）

(2) 登記事項証明書等の本市に事業所を有することを証する書類

(3) 市税に滞納のない証明書

(4) 雇用契約書又は労働条件通知書の写し

(5) 雇用保険被保険者等確認通知書の写し

(6) 求人の申込みをしたことを証する書類

(7) 人材紹介会社から発行された雇用する外国人 I T人材の業務経歴書

- (8) 雇用する外国人 I T 人材が本市に居住することが確認できる書類
- (9) 雇用するバングラデシュ I T 人材に係る B - J E T 長崎県モデルを修了したことを証する書類 (バングラデシュ I T 人材の雇用の場合のみ)
- (10) 雇用するバングラデシュ I T 人材が国内で就労可能な在留資格を有することが確認できる書類 (バングラデシュ I T 人材の雇用の場合のみ)
- (11) 雇用するその他の外国人 I T 人材が技術・人文知識・国際業務の在留資格を有することが確認できる書類 (その他の外国人 I T 人材の雇用の場合のみ)
- (12) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第 8 条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、当該申請に係る内容を審査し、適当であると認めるときは補助金の交付を決定し、その旨を交付決定等通知書兼確定通知書 (様式第 2 号) により当該申請者に通知する。

2 規則第 1 9 条の規定により、規則第 6 条の決定の通知及び規則第 1 2 条の補助金等の額の確定を併合するとともに、規則第 1 1 条の実績報告を省略するものとする。

(申請の取り下げ)

第 9 条 前条の規定による通知を受けた者 (以下「補助事業者」という。) であって、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に不服がある者は、補助金の交付申請を取り下げることができ、補助金交付決定通知を受けた日から 1 4 日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により、申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとする。

(補助金の支払)

第 1 0 条 補助事業者は、第 8 条第 1 項に規定する交付決定等通知書による通知を受けた後、所定の請求書 (様式第 3 号) を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき、補助金を交付する。

(交付決定等の取消し)

第 1 1 条 補助事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、交付決定等の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定等を受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき。
- (3) 役員等 (補助事業者が個人である場合にはその者を、補助事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。) が佐世保市暴力団排除条例 (平成 2 4 年条例第 1 号。以下「条例」とい

う。)第2条第2号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(4) 暴力団(条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(5) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(7) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、交付決定等取消通知書(様式第4号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により、交付決定等を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(離職の報告)

第13条 補助事業者は、雇用した外国人IT人材が6ヶ月以内に離職したときは、速やかに人材離職報告書(様式第5号)により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、補助事業者が人材紹介手数料の全部又は一部の返還を受けたときは、当該返還を受けた人材紹介手数料のうち補助金相当額の返還を命ずることができる。

(書類の保管義務)

第14条 補助事業者は、当該補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(調査等)

第15条 市長は交付に関して必要があると認めるときは、補助事業者に対して関係書類の提出を求め、事情聴取又は訪問調査等を行う。

2 補助事業者は、前項に定める市長の調査等に協力しなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年5月9日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定のあった補助事業については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。